

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第37条第1項の規定により、
第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めた。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 名称

山形市第一種大規模小売店舗立地法特例区域

2 区域

山形市十日町二丁目20番、20番1、21番、24番1、25番1、26番1、26番2、26番3、27番1、45番、45番1、46番4、46番8及び67番5並びに同市小姓町字東前146番1